

平成20年第7回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成20年12月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時33分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
農政課長	中山博君
商工観光課長	平山孝夫君

環境課長	両方恒雄君
上下水道課長	荻野目茂君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 選挙第 1 号 副議長の選挙について（議長提出）
- 日程 第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 発議第 1 号 那須烏山市議会議員定数条例の制定について（委員長提出）
- 日程 第 8 発議第 2 号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 9 議案第 9 号 那須烏山市障害者自立支援法施行条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 1 0 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 1 4 号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 1 1 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 1 2 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 1 3 号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 1 5 号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 1 7 号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 1 8 号 野上小学校改修工事請負契約の変更について（市長提出）
- 日程 第 1 8 議案第 1 9 号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について（市長提出）

- 日程 第19 議案第20号 平成20年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第20 議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第21 議案第2号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第3号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第23 議案第4号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第24 議案第5号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第25 議案第6号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第7号 平成20年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第8号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第28 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） おはようございます。ただいま出席している議員は19名全員です。特に傍聴者のほうには、五味渕議員の奥さん初め大変ありがとうございました。また、その他の傍聴者の方もありがとうございました。定足数に達しておりますので、平成20年第7回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

◎追悼演説

○議長（水上正治君） 本日の会議に先立ちまして、去る11月14日にご逝去されました五味渕親勇副議長の功績をたたえまして、議会議員を代表し、樋山隆四郎議員が追悼演説を行います。

18番樋山隆四郎議員。

[18番 樋山隆四郎君 登壇]

○18番（樋山隆四郎君） 皆さん、おはようございます。きょうは五味渕議員の奥さんと娘さん、傍聴ありがとうございます。

それでは、追悼演説を行います。

追悼の辞。平成20年第7回那須烏山市12月定例議会において、議員を代表して五味渕親勇副議長の英霊に哀悼の言葉を捧ぐ。祇園精舎の鐘の音は諸行無常の響きを伝え、沙羅双樹の花の色は生者必滅のことわりとか、生あるものの宿命とはいえ、あなたの死はまことに、いかれて惜しく、去られて悲しいものがあります。

あなたは、姿勢剛健にして、情義に厚く、多くの人から敬愛されておりました。こぶしを思わせる風貌も今はなく、この議場から一代忽然と消えさられた悲しみを私は今じっとかみしめています。

あなたが愛する郷土那須烏山市の前途は多事多難であります。生前、車いすに乗ってでも議会に行くと言っていたことを奥様に伺い、その不屈の信念と市政に対する責任感の強さをひしひしと感じ、私たちがいかにかけがえのない仲間を失ったことかとざんきにたえません。

あなたの胸中を思うとき、我々がなさねばならぬことは、あなたが愛した郷土発展のため、一丸となって邁進することです。願わくば魂魄議場にとどまれ、市の前途に常のご加護をたれ賜わんことを。

最後に、先立つ五味渕親勇副議長へ、私の漢詩を送ります。管鮑の交わりは深し、浩然我を捨てて黄泉に向かう。晩秋のころ、我一人思う。弊政の心事、だれと語らう。銘々。平成20年12月2日。那須烏山市議会議員樋山隆四郎。

○議長（水上正治君） ただいまは、樋山隆四郎議員の追悼演説が終わりました。
それでは、ここで五味渕親勇副議長のご冥福を祈り、謹んで黙とうを捧げたいと思います。
全員、ご起立をお願いいたします。黙とう。

（黙とう）

○議長（水上正治君） 黙とうを終わります。ありがとうございました。ご着席をお願いします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に本日からの定例会にあたり、去る11月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。
初めに、先の五味渕親勇副議長のご逝去の報に接し、お悔やみ申し上げますとともに哀悼のまごころを捧げます。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、平成20年第7回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、年末ご多用ご多忙のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。今期定例会は報告案件2件を含めまして、22議案を上程させていただきます。執行部一同誠心誠意務めてまいります。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで行政報告を申し上げます。まず、本市におきましては、10月1日合併3周年を迎え、合併記念市民のつどいを実施いたしました。

また、今年度総務省からの委託事業といたしまして選定を受けました地域ICT活用モデル事業、3世代絆再生による暮らし安心ネットワーク構築プロジェクトが昨日12月1日、児童見守りシステム稼働に伴うスクールバス出発式が烏山小学校で行われ、順調にスタートをいたしました。ご報告を申し上げます。

なお、さらに10月19日から21日までは、第2回市民号実施をさせていただき、74名

の方に参加をいただきました。引き続きJR烏山線の利用向上について取り組んでまいりたいと考えております。

11月21日には、長者ヶ平官衙遺跡及び東山道が文化庁審議会で国指定遺跡として指定をされ、まことにうれしい限りであります。今後につきましては、議会を初め有識者、関係各位と対応を検討していく所存であります。

さらに、米国に端を発しました世界経済不況が我が国の経済にも大きな影響を及ぼしております。本市もその影響を受けつつございます。ガソリンの高騰も少しずつもとに戻ってまいりましたが、これから冬本番を迎えるにあたり、本市では今回、昨年度同様暖かい灯油券、これを高齢者世帯、低所得者世帯に支給をしたいと考えて準備を進めております。

また、10月30日、麻生総理が発表いたしました追加景気対策の1つであります定額給付金につきましては、いまだ不明な点も多く、市の事務量も膨大になることが予想されますが、国からの情報をいち早く取り入れまして、各課横断的に全庁的に遺漏なきよう全庁体制で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご理解を賜りたいと思います。

さて、今期定例会、報告案件2件、補正予算案件8件、条例制定1件、条例の一部改正6件、人事案件1件、議決案件4件、計22議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。今期定例会にあたりましてのごあいさつと行政報告とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

17番 中山五男君

18番 樋山隆四郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月11日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 選挙第1号 副議長の選挙について

○議長（水上正治君） 日程第3 選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、市長以下関係職員は市長提出議案に入るまで退席を願います。議員各位は議員控室に移動をお願いいたします。

休憩 午前10時13分

（執行部退席）

再開 午前10時46分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定による投票で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については投票により行うことに決定いたしました。

ただいまから、副議長選挙の投票を行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（水上正治君） ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定に基づき、19番滝田志孝君、20番高田悦男君を指名します。

投票用紙を配付します。念のために申し上げます。投票用紙は単記無記名であります。投票用紙を配付してください。

（投票用紙配付）

○議長（水上正治君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○議長（水上正治君） 投票箱の点検の結果、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（田中順一君） それでは、議席順にお呼びいたしますので、投票をお願いします。記名につきましては、きちんとフルネームでお書きいただきたいと思います。それでは投票をお願いいたします。

1番松本勝栄議員、2番渡辺健寿議員、3番久保居光一郎議員、4番高德正治議員、5番五味渕博議員、6番沼田邦彦議員、7番佐藤昇市議員、8番佐藤雄次郎議員、9番野木勝議員、10番大橋洋一議員、12番大野曄議員、13番平山進議員、14番水上正治議員、15番小森幸雄議員、16番平塚英教議員、17番中山五男議員、18番樋山隆四郎議員、19番滝田志孝議員、20番高田悦男議員。

○議長（水上正治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 投票漏れはなしと認めます。以上で投票は終了しました。

これより開票を行います。19番滝田志孝君、20番高田悦男君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（水上正治君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票0、有効投票のうち大橋洋一君10票、野木勝君9票。この選挙の法定投票数は5票です。

したがって、大橋洋一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（水上正治君） ただいま副議長に当選された大橋洋一君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された大橋洋一君の副議長就任あいさつの発言を許します。

10番大橋洋一君。

〔10番 大橋洋一君 登壇〕

○副議長（大橋洋一君） 皆さん、改めておはようございます。ただいま選挙により副議長に当選しました大橋でございます。これからは、副議長として皆さんとともに、この議会が円満にいくように努力する所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしく願いをいたします。終わります。

○議長（水上正治君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

(執行部着席)

再開 午前11時05分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（水上正治君） 日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
なお、議案書等の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認めた場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

内容ですが、平成20年7月17日午後5時ごろ、那須烏山市初音地内の駐車場において、市職員の運転する公用車が方向転換する際、同駐車場に駐車中の個人所有の車両に過って接触し、相手方車両に損害を与えてしまったものでございます。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でございまして、総額20万952円を支払うことで和解が成立をいたしました。ご報告をするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 報告第1号、次に報告されます報告第2号、これはいずれも市職員による損害賠償に関する件であります、最近、自動車事故等による損害賠償事件というのが相次いでおります。私の記憶している限りでも、ことしの2月14日、これは大金地内の駐車場での接触事故で和解金6万3,000円ほど払っております。これは運転者が安全確認を怠ったという一方的な事故だったようであります。

さらに旭一丁目でも、公用車が追突事故を起こしまして、公用車のほうは全損、相手方の車も全損、さらに人身事故で200万円を超える補償金、慰謝料を払っている。また、興野地内

でも接触事故で補償金を払っております。そのほか、法務局の隣から屋根が飛んできて、法務局職員の車を大破させたとか、枝が落ちて下に駐車していた車を壊してしまったとか、中には不可抗力のような事故もございます。

しかし、あまりにも相次いでこういった事故が起こっているわけなんですけど、それに対して防止策というのを何かとられているのでしょうか。このことが1点。

それと、今回もまたお聞きしますが、こういった場合の加害者となった職員の懲戒処分というのはどのような方法をとられているのか。それと、今回の事故で相手方には20万952円を支払うとなっておりますが、公用車のほうもそれなりの修理費がかかったのではないかと思います。これもおよそいかにどの修理費がかかるのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） お答え申し上げたいと思います。今、中山議員からご指摘のように職員によります交通事故等を起こしまして、このような損害賠償をたびたび議会に提出すること、これは深く反省しなければならない。これもおわび申し上げたいと思っています。

職員につきましては、毎月行っております参事、課長会議、毎週1回行っております庁議等、それらについて全職員に交通事故等に気をつけるように、また、出張の際、出かける際、気をつけて運転するようにという指示をしているわけでございますが、特に、前回の駐車場の事故、それから今回提出しました駐車場の事故、これはいずれも後方確認とか、そういった駐車場の狭い範囲の中で起こすということは運転の注意力が欠けていると思っておりますので、これらについては私のほうでは再三再四注意しなければならない。今後も引き続き粘り強く交通事故等を起こさないように注意を申し上げていきたいと思っております。

なお、当事者につきましては、私のほうで呼びまして嚴重注意を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の損害賠償額は20万952円でございますけれども、当方の公用車の修理費につきましては5万3,550円でございます。いずれも損害補償協会のほうから費用をいただきまして対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） いずれの事故も保険に入っておりますので、直接公費負担というものはないかもしれません。しかし、保険を使いますと、皆さんもご承知のとおり、次の年度

の保険金の掛け金が引き上げられることは当然のことです。そういう意味で、やはり市にも損害を与えているということになりますので、今後、ぜひこういった事故が再発しないように市長を初め副市長は事故防止を徹底されるようご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） この報告第1号なんですが、商売柄、ずっと統計などを見ていると、ここ5年ぐらい、一般的に駐車場の中の事故が相当ふえているんですね。ということは、スーパーなどはテレビなどで見ている、上から落ちちゃったとかという問題もありますし、要はどうしても駐車場の中は狭いものですから、ちょっとうっかりするとこすってみたり、ですから、役所だからこういうふうに出てくるけれども、一般の場合はいなければそのまま帰ってきちゃう。後から行った人は車が傷ついてもわからない。そういうのが結構あるんですね。

ですから、ぜひとも走っているとき、当然事故があれば大きい話ですから、これは注意していると思うんですが、駐車場の中、特に十分距離をとって1人のときはちょっと危ないときは降りてみるように、2人いるときは必ず後ろを見て入れる。そういう指導をしないと、これからだんだん狭い範囲の中の事故ですから、結構ふえる可能性があると思っています。

統計的に見ると、事故の件数としてはもう倍以上ですから、ですからそういう点ではぶつけたほうもぶつけられたほうも、また処理するほうも毎回の話ですから、同じ話しかないわけです。いい話はありませんので、どうぞそこら辺のところをよく教育していただきたいと希望しまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 滝田議員からのご指摘もまさにそうだろうと思っております。注意力が散漫であるから、そういった駐車場の中で事故を起こすんだらうと思っています。これがひいては大きな事故を起こす引き金にもなるかと思っておりますので、今後とも引き続き粘り強く交通安全のために教育していきたい。

なお、機会があれば職員の交通安全の組織がございますので、そういった例えば教習所等をお借りしまして、改めて事故を起こした人間に再度安全運転のそういった訓練をしてはいかがかと感じてございます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） ぜひともそのような形で、教習所も月曜日開放しますよと、今そういう話をしていますので、教官も2人、3人はお手伝いしてもいいですよという話もしているようですから、矢崎さんなどはよく借りて、年に1回はあそこの場所を借りてやっているということですので、役所のほうもぜひともそういうのは利用できるものはしてもらって、

こういうところに議題として載らないようお願いをしたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（水上正治君） 日程第5 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたのでご報告をいたします。

内容でございますが、平成20年9月11日午後2時ごろ、那須烏山市南二丁目地内の市営JR烏山駅前駐車場に駐車中の個人所有の車両に、市が管理する同駐車場保守のための草刈り作業中において、市職員が操作する草刈り機が過って接触し、同車両の左側前輪に損害を与えてしまったものでございます。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でございまして、総額2万2,837円を支払うことで和解が成立いたしましたので、報告をいたすものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありませんが、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 報告第2号でございますが、報告第1号に引き続いて損害賠償の額の決定及び和解についてということでございますが、これにつきましては市職員による草刈り作業中の草刈り機が相手方の自動車に接触をして物損事故を起こしたということござい

す。これについては、こっちの車両ではないので、保険は適用にならないかなというふうに思うんですが、これについてはどんな補償内容になっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 説明申し上げます。今回の賠償でございますけれども、草刈り機の歯が縁石にぶつかって反対のほうの車両にぶつかった。タイヤでございまして、タイヤのほうに傷をつけましてパンクさせてしまったものですから、その修理費用。これにつきましても、市の活動事業の中での被害でございますので、賠償保険のほうから対応させていただいた。タイヤ1本分の本体価格とそれに伴います工賃を含めての金額でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 作業中によるこういう事故についても、この損保関係の保険の適用になったということではありますが、こういう仕事につきましても、相手だけではなくて自分もけがをする場合もありますよね。当然そういう市の職員の事故等についての補償も作業中については十分保障されるという考え方でいいのかどうか。

引き続き、奉仕作業等を自治会等を通じまして、道路愛護活動あるいは河川愛護活動でお願いをしているわけではありますが、そういう場合にも、私がかねがね何らかの保険の適用になるような方策を検討すべきではないかなというふうに思っていたんですが、これからますますそういうことをお願いする機会がふえてくると思いますが、その辺、どのようにお考えなのか。あわせて質問したいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） まず、今回の職員の関係でございますけれども、公務中の事故ということになりますと、公務災害補償の適用になりますので、そちらのほうで対応していくことになるかと思えます。

それから、今、議員のほうで各自治会等での行事の際の被害、何か事故があったときの対応ということでございますけれども、各自治会におきましては、各自治会それぞれ行事保険というものにお入りになっているかと思えます。そのほか、現実的に市が主催なり共催なりというような形での事業の際には、先ほど言いましたそういった損害補償制度に加入しておりますので、そういった面でフォローしていきたいと考えております。

ただ、なかなか自治会独自なものにつきましても、市のほうで加入しております保険ということはなかなか難しい部分がありますので、その辺は随時検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 道路愛護会、河川愛護会等においても同じような県の補償システムがございますので、万一事故の場合はそういう形で対応していきたい。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 意外と地元自治会でやる場合の道路愛護関係等の作業などには、なかなか保険に入らないケースが多いのではないかなと思うんですよね。その辺で都市建設課でもいいし、総務課でもいいんですが、事故がないほうがいいんですが、そういう不慮の問題が起きた場合には補償の対象になるような方策もあるということで、これは掛け金を払わないと補償にならないのではないかなと思っているんですけれども、その辺、自治会単位で全体のイベントの話ではなくて、あくまでも奉仕作業、道路あるいは河川関係の愛護の問題だけに絞って言っているんですけれども、その辺、掛けなくても適用になるのか。あるいはそういう適用になるような保険に自治会とかは人数分、短期、1日とか2日とか掛けて補償になるのか、その辺はぜひ必要な案内をして、不慮の事故がないことが一番いいんですが、もし万が一があった場合には、それが適用になるような周知徹底をお願いしたいということでございます。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。道路愛護会、河川愛護会については、県1本で加入しておりますので、市町単位とか自治会単位とかそういう形は不要でございます。特に私のほうでお願いしている草刈りとかいろいろございますけれども、そういうときについては、万一事故等があれば、そういう県の掛けている保険につなぐというような形にしております。ぜひ事故のないようにご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 私が今から話すようなことは参考意見になってしまうと思うんですが、補償の問題、これは最低の話でありまして、私どもの近くにもやはり草刈りをしまして、歯が折れた。そうしたら黒目に刺さったんですね。結局は視力がなくなっちゃったんですよ。保険に入っているから視力がなくなった分の保険が出るのかと言ったら出ないですよ。やはりこの草刈りについても責任者がいるわけでしょうから、マニュアルをつくってどういう場合はどうだと、そういうきちんとしたものをつくらないと、当然問題になってくると思うんですね。

それと、タイヤだから2万円ぐらいで済んだ話ですけれども、私どものバスですとフロントガラスが1枚200万円なんです。フロントガラス1枚交換してくださいと200万円の請求が来たら、それで2日間乗れない。そうした場合は、休業補償とかが絡むと、事故の代償で

すから、ただ、石なんか飛んでもわからないときがあるわけですね、本人はわからない。ドライバーはわかっている、飛んできた。やはり草刈りをしていた。我々は車を降りていきますよね。今、飛んできたんだけど、補償してくれ。そうするとやはり200万円の話をしなくちゃならないんですよ。

これは当然保険でといっても、保険は今言ったように最低の話ですから、ぜひともそういう中では、自分もそうですけれども、相手方ももし間違っただけで目に入ったり、石が入っても、破片が入っても、またはフロントガラスにぶつかっても、金額というのは相当なものだと思うので、重々これはまた注意してもらわないと、最終的には失明の話も出てきますから、ぜひとも責任者はきちっとした指導をしていただきたい。

往々にして、今、平塚議員が言いましたように、自治会でも何でもなれているから始まっちゃうんですけども、やはりきちんとしたもとのルールをつくってやらないと問題が出てくるのかなと思っていますので、よく指導のほどをお願いしたいという要望です。

○議長（水上正治君） 要望でいいんですね。

○19番（滝田志孝君） 市長が何か答えたいようですので、お願いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 自治会はそれぞれ自治会長さんなり行政区長さんが責任を持っておやりになると思いますが、その中でも自治会によってはいろいろな組織があるかと思えます。そんなものを含めて私ども、池尻課長からもお話がございましたように、道路愛護とか河川愛護会をお願いするときには、十分注意されるようお伝え申し上げることで、またそれを確認して、作業していただくということだろうと思っています。

なお、職員等が実施する際には、やはり担当課なりその現場の責任者が必ず安全確認をしながら作業するということだろうと思っています。そういうのをこれからも徹底してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○19番（滝田志孝君） 了解です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第6 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（水上正治君） 日程第6 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦することになっております。現在、人権擁護委員であります渡邊美樹氏が平成21年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き渡邊美樹氏を推薦をいたしたく提案をするものであります。

渡邊美樹氏は平成6年2月から5期15年にわたり人権擁護と人権思想の普及啓蒙に立派な業績を挙げられ、さらに栃木県人権擁護委員会連合会理事の要職も務められ、地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に精通した識見を持ち、人権擁護委員として十分な資質を有しており適任者でございます。慎重にご審議をいただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 推薦については今まで十分にお務めになって本当にいいと思いますが、本市の人権擁護委員は全体として合併してから人数が縮小するような方向で調整してきたと思うんですが、調整はもう既に完了したのか。これからも調整して人数が減るようなことがあるのか。現在の状況について人権擁護委員全体の状況のご報告をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） 人権擁護委員につきましては、合併して3年間の間にすべて調整が済んで、現在、定数が8名でございます。人権擁護委員というのは那須烏山市の場合、人口が3万1人から4万人の間ということで8人というふうに定められております。これは人口規模によって定数が変更されますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第7 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） ただいま議題に供されました那須烏山市議会議員定数条例の制定について、行財政合理化調査特別委員会を代表いたしまして、提案の趣旨を申し上げ、議員各位の賛同をいただきたく存じます。

本市も2町合併後、3年が経過し、これまでに人員や経費の削減など市行政の各所において、さまざまな行財政改革が行われているところであります。市議会におきましても、議会改革の

一貫として行財政合理化調査特別委員会において議員定数の削減について、本市の人口、面積やほかの地方公共団体との状況等を参考に、平成19年2月から調査研究を重ねてまいりました。その結果に基づき、現行の定数である20名から2名削減し18名にすることをここに提案し、議員の皆様にお諮りするものであります。

現在の本市議会の議員の定数につきましては、合併前の旧南那須町及び旧烏山町議会において協議、議決され、平成17年3月1日の告示により20名と定めております。今回、新市において定める初めての議員定数となるため、地方自治法第31条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。なお、本条例の施行につきましては、次回の一般選挙から施行いたしたいと存じます。

なお、つけ加えて申し上げますが、本日、議会議員定数条例を提案するまでには、行財政合理化調査特別委員会の中で6回の会議と視察、さらには全議員を対象にしたアンケート等も実施し、議員全員協議会の中で4回議論を尽くした上で、本日提案する運びとなったものであります。

現行の議員定数20名から2名削減には異論があることも十分承知しておりますが、何とぞ慎重審議の上、原案どおり可決くださいますよう伏してお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の制定につきまして、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回、上程されました議員発議によります那須烏山市議会議員の定数条例の制定につきましては、現行の定数20を次の市の一般市議会議員選挙から18にするものであります。現在の

市議会の定数20は、合併前の旧両町の議員定数36を16議席削減したものであります。議員定数の削減は、住民の声を行政に届けにくくなるものであり、住民の代表として行財政をチェックする機能を弱めるものであり、議会制民主主義を弱体化するものであります。

地方自治法による本市の議員定数上限は26であり、現行定数でも多過ぎることはありません。行財政改革合理化の問題から見ましても、これ以上議員を削減することがどれだけ市全体の行革につながるかは甚だ疑問であり、定数削減をして行財政のチェックが弱体化し、住民の声が行政に届けにくくなれば、行革を妨げるものであり、議員定数問題と行革とは次元の異なる問題であります。むしろ行革を図ることを理由にうたうのであれば、議員報酬を削減しても現行定数を守るべきであり、不況に苦しむ住民の立場に立って議会活動を活性化し、市民の生活を守り、福祉向上につながる実効力ある対策を行政執行部と車の両輪となって、その役割を果たすべきであります。

以上、述べてまいりましたが、今回の本市の議員定数を20から18に削減する条例制定につきましては、さきの理由をもって反対するものであります。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第7 発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第8 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） ただいま議題に供されました那須烏山市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、議案の審査または議会の運営に関し協

議または調整を行うための会議を会議規則に規定することが可能となったことから、現存する議員全員協議会を当該会議規則にその設置の法的根拠、名称、目的、構成員、招集権者などを規定するため、所要の改正を行うものであります。

そこで、現行の会議規則の第7章以降を順次繰り下げまして、新たに第7章として協議または調整を行うための場の章として1条を加え、別表に議員全員協議会の名称、目的、構成員、招集権者を定めるものであります。

なお、少々つけ加えて申し上げますが、議員の皆様には既にご承知のとおり、現行の会議規則は合併直後の平成17年10月に制定されたもので、議会運営上のルール等を定めたものであります。その中では、本会議や秘密会、常任委員会の運営方法等は既に定められておりますので、今回はその会議規則の中に議員全員協議会を新たに加えるものであります。

提案の趣旨は以上のとおりであります。どうぞよろしくご審議の上、議員各位のご賛同をいただきたく存じます。

○議長（水上正治君） 以上で提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よってこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第8 発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第9号から日程第11 議案第14号までの3議案を一

括して議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第 9号 那須烏山市障害者自立支援法施行条例の制定について

◎日程第 10 議案第 10号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎日程第 11 議案第 14号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（水上正治君） したがって、議案第9号、議案第10号並びに議案第14号の3議案を一括議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第9号、議案第10号、議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

3議案につきましては、介護認定審査会及び障害者自立支援認定審査会を那須烏山市に設置をするための条例の整備であります。両審査会におきましては、南那須地区広域行政事務組合で実施をしておりますが、平成21年度から本市で実施することに伴い、那須烏山市障害者自立支援法施行条例を制定し、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び那須烏山市介護保険条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、介護認定審査会委員の定数は24人以内、障害者自立支援認定審査会委員の定数は6人以内とするものであります。なお、委員の設置に伴う報酬は両審査会委員とも医師の委員は月額2万円、医師以外の委員は月額1万2,000円とすることといたしております。

詳細につきましては、健康福祉課長から補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の説明で健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、議案第9号及び第10号及び第14号について、詳細の説明をいたします。

これらの議案につきましては、介護認定審査及び自立支援認定審査の広域行政からの共同事

務処理を那須烏山市のほうに移管するというに伴います制定並びに一部改正でございます。これらの経過につきまして簡単にご説明いたしますが、介護保険認定審査会につきましては平成12年、本来それぞれ4町で認定審査会を持つべきであるということでございましたが、町によっては医者不足などで認定審査会が持てない町もございまして、協議の結果、広域行政で共同処理ということで実施するのがよろしいのではないかというような結論になったわけでございます。

それから8年、その間に自立支援法が制定されましたので、平成18年から自立支援のほうの認定調査もその審査会に1合議体の中でお願いしていたわけですが、8年が経過いたしまして、その間にそれぞれ合併をいたしまして、今、1市1町というふうになったわけでございます。それらに関しまして、慎重に事務移管について検討してまいりましたが、合併したことによりまして、それぞれの町の組織体制も整備され、人材も補強されておまして、事務能力も大分向上したのではないかということになりました。

それから、もう1点は、審査会につきましては今までどおり4合議体によりまして実施するというので、その負担につきまして、審査にかける人数による按分で負担するようなことで実施したらどうかということで、話し合いがつかしました。

それから、広域行政に対する負担につきましては、今まで両市町で、平成20年度現在で2,400万円程度の負担をしておりました。負担割合はおおむね那須烏山市6、那珂川町4という割合で負担しておりました。その中で、審査会にかかる費用につきましては、おおむね480万円ぐらいでございます。ですから、この費用負担もそれ以外は諸経費とほぼ広域行政の人件費でございます。それらの費用負担等も考慮に入れまして、それぞれの市町に戻した場合に、委員に支払う報酬等については大体480万円はかかってしまうと思いますが、それ以外の広域行政に支払う人件費等あるいは諸経費等の負担につきましては、それぞれの町である程度負担ができるのではないかというようなことになってまいりました。

事務の中身を見ますと、合議体にかかる第1次審査、これはマークシートという方式で機械で読み取りをいたしまして、機械的に介護1であるとか3であるとかというふうに決定されます。これは第1次判定です。その後、先ほどの合議体によります医師を含めた5人、全部で6人の委員によりまして詳細な判定をするわけでございます。

したがって、その審査会については変わりありませんが、その審査にかかる人的経費につきましては、それぞれの市町で最悪の場合、臨時の職員等でも対応できるのではないかと。あるいはこれから計画的に減らしていくということでもありますので、現時点では両方に戻してもそれほど事務に支障は出ないのではないかということになりました。

したがって、経費的な部分でも節約ができるということで、それぞれの市町に戻して差

し支えがないのではないかというような結論に達した次第でございます。それらに関して、広域行政の幹事会の中でも慎重に議論してまいりましたが、そのような方向で問題はないのではないかということになりました。

以上のような中身でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 3議案でございますが、これまで広域行政のほうに委託をしていた介護保険の認定審査会の費用の支払業務、また自立支援法施行に伴う障害者自立支援認定審査会の事務委託を、合併に伴って1市1町で直接支払うということにするというような理解でいいんだと思うんですけども、介護認定の流れというのをきょう朝担当課のほうで聞いてきたんですが、介護認定申請の受付をしていただいて、認定調査をするということとそれが整ったあと介護認定審査会の方で一次判定、二次判定ということで審査をするということでございますが、介護認定審査会が4合議体で24名、6人ずつのローテーションで2週間に一度審査会を開いて認定をするということでございますが、この24名中医師が何名、その他専門の委員が何名ずつで24名になっているのか。それと今回広域行政に頼んでいた共同事務を一市一町でそれぞれの方で審査会をするということとありますが、認定審査会は2週間に一度どこで開かれているのか場所ですね。それと、その場合は負担割合を、例えば那須烏山市が6、那珂川町が4ということでございますが、この認定審査会の事務を行っているところに直接市が60%の経費を払うというような考え方でよろしいのかどうか。その辺をもう一度確認をしたいと思っております。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、24名の内訳でございますが、合議体は先ほど申しましたように4合議体でございます。したがって、6名の委員で運営をしております。その6名の中には医師が2名、その他専門職の方が4名、1合議体当たり6名でございます。

それから、その審査会を行う場所でございますが、中央1丁目にあります現在、那須烏山市で運営しております健康管理センターのほうで今までどおり実施をするということで、両町とも了解を得ております。

それから、割合でございますが、決定ではないのですが、現時点では前年度の実績に応じて翌年その負担割合を決定したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 平塚議員にちょっと、後で文教福祉常任委員会に付託する可能性が

あるんです。

○16番（平塚英教君） きょうは決定ではないんですね。きょう、決めてしまうかと思ったんです。勘違いしました。では、委員会のほうで。わかりました。

○議長（水上正治君） ほかに。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それでは、1点だけ質問申し上げます。議案第9号の障害者自立支援法の中の第7条、第9条に過料の定めがあります。この過料は刑法上の罰金とは異なりまして、行政上の義務履行違反者に対する金銭罰とっております。

そこで、市が独自に判断して過料の額を決定する事務は極めて困難ではないかと私は思っておりますが、1つの指針というのは定めているのでしょうか。例えば交通違反、スピード違反の場合は10キロオーバーで何千円、20キロの場合は幾らというふうに一応の額が決定をしておりますが、今回は幾つか守らなければならないことが規定されていますが、これらについて基準が定められているのかどうか。さらに相手から過料の額が不服で納入を拒否された場合、これは最後は司法の手にゆだねることになるのか。

以上、この1点についてお伺いします。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） ただいまの質問につきましては、自立支援法の制定につきましては平成12年に制定しました介護保険条例に準拠してございます。その介護保険法の中で10万円以下の過料に処すということが定められておりますので、これについてはそういうことで準拠して制定しております。

しかし、ただいま議員がおっしゃられましたような額の基準とか、そういったものは、実際のところ決めてございません。ただ、平成12年以来、介護保険に関してはこのような事例がなかったということもあわせて、それから、そもそもこの過料につきましては、虚偽の申請とか虚偽のお答えなどによる悪質な場合ということでございますので、抑止効果的な意味合いで載せてあるのかなという感じはいたします。

それから、最終的にお互いに納得がいかない場合は、当然司法の判断にゆだねて裁判ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解いたしました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第9号、第10号、第

14号につきましては、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、10号、並びに14号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第12 議案第11号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第12 議案第11号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の寄附金税制が拡充され、所得税の寄附金控除対象の中から、地域における住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものが追加されたことを受けて、控除対象となる寄附金を指定するための市税条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 担当課長の補足説明を求めます。

税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） ただいま上程中の改正条例の内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は、市長提案理由のとおり、平成20年度の国の税制改正による地方税法改正に

伴いまして、個人住民税における寄附金控除制度を拡充するため税条例を改正するものでありまして、地方税法の規定により既に控除対象になっております都道府県、市町村及び日本赤十字社、共同募金会に対する寄附金に加えまして、市長が条例で控除対象として指定する寄附金の範囲を定めるものであります。

議案書並びに新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、新旧対照表のほうをごらんいただければと思います。現在の条例といたしますか、税条例第34条の7、これは寄附金全額控除について規定している条例であります。新たに控除対象となる寄附金を指定するために、現在あります第1項、第2号まであるわけですが、先ほど申し上げましたように1号につきましては都道府県及びその市町村です。2号につきましては、1号は皆さん既にご案内のように、ふるさと納税制度に基づく特例控除の関係です。2号は一般の寄附金控除の対象となっております共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金、これについては既にその対象になっているということで、今回その2号の次に3号から6号までを加えるというものでございます。

第3号につきましては、所得税法の規定によりまして財務大臣が指定した法人等に対する寄附金ということです。これは栃木県内では1つだけ、国立大学の宇都宮大学が指定になっております。

第4号につきましては、所得税法施行令の217条になりますが、ここに掲げております特定公益法人等に対する寄附金ということで、大部分がここに入ってくるのかと思いますが、社会福祉法人、公益法人、更正保護法人、学校法人などがここに入ってきます。本市でも該当するのは第4号のものがほとんどかなというふうに感じております。

第5号につきましては、所得税法で特定寄附金とみなされます特定公益信託に支出した金銭ということで、これは公益信託によりまして奨学資金制度など創設あるいは増資する。そういった場合に拠出された金銭といったものがここに該当してきますが、これは一定の要件を満たすものということで、現在、県内では県からの情報では1つもないというふうな話であります。

第6号につきましては、これは租税特別措置法で特定寄附金とみなされます認定特定非営利活動法人等に対する寄附金ということで、これは一般的にNPO法人というふうにいわれているかと思いますが、NPO法人等のうち国税庁長官の認定を受けた団体等に対する寄附金ということになっております。

以上が、3号から6号までということになりますが、この寄附金が控除対象の範囲ということになるわけですが、個人住民税における寄附金控除というふうな観点から、個人市民税においてはこの税条例は市民税についての規定ですが、個人市民税においては栃木県が指定する寄附金のうち寄附を受ける法人等が市内に事務所を有すること。これは今、3号から6号までありますが、それぞれにイ、ロというふうにあるかと思いますが、那須烏山市内に事務所等があ

って活動している。

また、第5号、先ほど出ました公益信託の関係ですが、この公益信託については受益の範囲が市内に限られる特定公益法人であることといったことが指定の要件になるわけであり、附則で、この改正は平成21年度の個人市民税から適用になるというふうな観点から、施行期日につきましては平成21年4月1日ですが、本年平成20年1月1日以降に支出した寄附金がこの寄附金控除の対象になります。

以上、申し上げましたが、現在、県から通知を受けております県で11月1日現在、またこの数字も変わってきますけれども、現在、県で指定したというのは305法人等がありますが、そのうち那須烏山市内にある法人等ということで、その一覧に入っておりますのは先ほど申し上げましたように、第4号に関係します社会福祉法人のみでございます。11法人が該当するということが指定をしたいと思っております。なお、学校法人については今、県のほうで精査中ということで、この学校法人についても該当すると思われるものが市内に私立幼稚園、学校法人ですけれども、これが入ってくるのかなと思っておりますので、この学校法人についても通知があり次第、指定の手続きができればというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市税の条例の一部改正でございますが、今までのものに第34条の7の1、2項に加えて3、4、5、6を新たにすることということでございますが、3については県内で宇都宮大学が該当ということで、4については市内では11法人が該当ということで、5については県内では例がない。6については、そういう該当になるものがあるのかどうか1点です。

市内に主たる事務所を有する認定特定法人であるということと、受益範囲が市内に限られるものということだそうですが、おおむね4だけがそれに該当するというふうに理解していいのか。その辺をお聞きしたいというのが1つと、あと、ふるさと納税制度というのも寄附ということで前の議会では決めたと思うんですが、これは決めた後にふるさと納税制度で寄附行為があったかどうか。さらには、その寄附行為に伴う減税があったかどうか。その辺について、もしあればご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） まず、6号のNPO関係のご質問でございます。市内については県で現在指定しているNPO関係の法人等はございません。県内で3NPO法人が現在指定

されておりますが、さらに県のほうで追加指定といったものがされれば、県のほうとも調整しながら今後ふえる可能性はあるというふうにご理解いただければと思います。それ以外の項目についても、現時点ではないというふうにご理解いただいて、今後、県が指定すれば、住民税ですので個人、市県民税という関係がありますね。市が指定すれば県民税についても控除の対象になるということで、市県民税で5,000円を超えた分の10%、そのうち6%が市民税、県民税が4%ということに、その控除ですね。これは先ほど冒頭申し上げましたように、税額控除になります。所得割から税額控除というふうなことです。所得控除ではありません、5,000円を超えた分の10%、市県民税あわせて10%、これが所得割から税額控除になるというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、ふるさと納税のほう、現在何件か、それは後で総合政策課長のほうから説明してもらいますが、議員さんご理解いただきたいと思います。このふるさと納税制度も含めて21年度の住民税から控除ということになりますので、ただ、寄附に対しましては先ほど今回の条例の中にもありますように、平成20年、ことしの1月1日以降に支出した寄附金等が対象になります。つまり、それに対する賦課というものは平成21年度、来年です。そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 1月1日以後に寄附されたものが金額がわかれば。

○議長（水上正治君） 1月1日に寄附された金額だそうです、及び件数。

総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 今のご質問は那須烏山市に対してふるさと納税の寄附をいただいたお金ということでよろしいんですか。いただいたお金ですね。44万円です。ですから、これはあくまで本市に寄附がなされるということは、市外に在住している方が本市に寄附してくれたということです。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第11号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第12号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第13 議案第12号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることに伴いまして、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加するケースが多く見込まれることから、被保険者の負担を軽減することを目的に出産育児一時金の支給額を健康保健法施行令の改正に準じて見直しを行うための所要の改正を行うものであります。

改正内容は、現行の出産育児一時金の35万円に3万円を限度として保険者が定める額を加算することとするものであります。

これらの改正につきまして、過日、国民健康保険運営協議会において承認をいただいておりますこと、また、栃木県知事との協議も終了いたしておりますことをご報告申し上げます。

詳細につきましては、市民課長に説明させますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に担当課長の説明を求めます。

市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） それでは、条例改正についてご説明申し上げます。

本案は、市長提案理由のとおり、平成21年1月1日から産科医療制度の創設に伴いまして、出産一時金の支給額についての所要の改正を行うものでございます。

最初に、制度の概要についてご説明申し上げます。赤ちゃんがお産に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合に速やかに補償を受けることができ、あわせて原因を分析するなど安心して産科医療を受けられる環境整備を目指す制度でございます。

補償の内容は、準備一時金として600万円が1回と、補償分割金として年額120万円が20回支払われます。なお、この制度に加入している分娩施設等では、お産の前に登録書を妊婦さんに交付することになっております。県内におきましては、12の病院、34の診療所、3つの助産所、計49すべての分娩施設が加入しております。

それでは、条例改正について条例をごらんになっていただきたいと思えます。第8条第1項に次のただし書きを加えます。ただし、市長が健康保健法施行令36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として換算するものとする。これは現行の出産一時金35万円に産科医療補償制度の保険料相当額3万円を加算し、38万円とするものでございます。

なお、3万円を上限とするというのは、将来的に事故率が下がれば保険料が3万円を切る可能性があるものですから、条例で上限額を定め、規則に委任するものでございます。附則関係については、第1条については施行日でございます。第2条関係ですが、これは適用区分でございます。平成21年1月1日の出産から出産一時金を38万円とし、平成20年12月31日までの出産については従前どおり35万円とするものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 国民健康保険条例の一部改正でございますが、出産一時金の3万円増額で35万円から38万円に来年の1月1日から増額されるということはわかったんですが、先ほどの産科医療制度の創設というお話の中で、1回600万円とか年額120万円というような話が出たんですが、それについてはこの出産にかかわる医療についての助成が出るということの理解でいいのか。県内49施設すべてが適用になるというようなお話もあつたんですが、あわせてその辺をもう一度詳しく説明いただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） これは出産一時金ではなくて、先ほど申し上げましたように赤

ちゃんのお産に関連しまして重度の脳性麻痺を発症した場合に受けられる補償制度でございますので、出産したからいただくというのではなく、ここに重度の脳性麻痺という疾病が介在して初めて給付を受けられるというものでございます。

準備一時金というのは、出産後6カ月ないし1年後にそのような認定を受けて一時金としていただく。その後は毎年一定時期に認定を受けて、120万円という金額が分割補償金として支払われるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第13号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第14 議案第13号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の見直しに伴いまして、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございます。主なものは65歳から74歳までの重度心身障害者に関し、後期高齢者医療制度への加入を重度心身障害者医療費助成制度の助成要件としないことに改めるものでございます。

なお、栃木県の助成制度では65歳から74歳までの重度心身障害者医療費助成対象者につきましては、後期高齢者医療制度以外の保険加入者について、保険の種類にかかわらず医療費総額の1割相当額を上限に助成することとしておりますが、本市では医療費総額の2割相当額を上限に助成することといたしました。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

健康福祉課長 斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） ただいまの議案第13号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についての詳細説明を行います。改正部分の第2条第4項につきましては、提案理由にもありますように、今まで65歳から74歳までの重度心身障害者が障害者医療費の助成を受けるためには、後期高齢者医療制度に加入していなければならないという規定がございました。

例えば社会保険に加入している子供等の扶養に入っている場合、その要件を満たしておりませんので助成の対象からは除かれるというようなことでございました。このことにつきましては、保険加入の自由を束縛していることになりかねないということで、対象となる方々から多少の不満の声が上がっていたと思われまます。

このため、栃木県では後期高齢者医療制度に加入していない対象者について、加入している保険の種類を問わず、診療時負担の1割を限度として助成するということになりました。これを受けまして、本市ではその1割のほかさらに1割、残り2割になるわけですが、そのうちの1割について、1割を限度として助成することとしたのが条例の改正の内容でございます。

つまり、後期高齢者医療制度に加入していれば、今までどおり病院の窓口で無料でかかれた

わけでございます。これが来年の4月1日から、例えば社会保険等に加入していて3割を負担しなければならないものが、1割を負担することで済むということになります。この場合の1割負担、全額負担ではなくて1割負担をしていただくという意味は、後期高齢者医療制度へなるべく入っていただきたいという加入促進の意味と、そういった方は保険料を払わないわけですね。扶養に入っておられるわけですので保険料はご子息のほうの負担になるわけですので、本人負担がないということにもなりますので、その辺のバランスを考慮したものでございます。

財源につきましては、診療時1次負担の1割については、その半分が県の負担でございます。残りの1割については市が負担するということになります。つまり、市は1割5分の負担をするということになります。

あとは対象者につきましては、既に後期高齢者医療制度に加入しておられる方が126名、その他の保険、社会保険等も含めてまだ入っていらっしゃらない方が11名、ほんどの方は入っておられるのですが、11名の方は今回の条例の対象になってくるということでございます。

なお、条例の施行日は先ほど申し上げましたように平成21年の4月1日としております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の重度心身障害者医療費助成の条例の一部改正についてでございますが、重度心身障害者の医療費については、現行ではどうか後期高齢者医療制度ができるまでは、本人負担はなかったんじゃないんですか。それが後期高齢者医療制度ができたために、そちらに入れば負担は医療制度のほうでもつが、他の医療保険の場合には県の助成が、例えば社会保険の場合には3割の場合には10%、その県の負担が5%で市が5%。今回この提案は、市がそこにプラス10%を助成するというような提案だというふうに理解してよろしいかどうか。その辺をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） そのとおりでございます。つまり、1割負担はしていただくということになります。これは先ほども言いましたが、後期高齢者医療制度のほうにできるだけ入っていただきたいということで、多少の負担をお願いするということでございます。

○16番（平塚英教君） 後期高齢者医療制度ができる前は全額補助だったんですか。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 確認をしてお答えしたいと思います。すみません。

○議長（水上正治君） その件については、調査が終わり次第報告するということでもいいですか。

○16番（平塚英教君） はい。とにかく10%の本人負担が生じているんだけど、前はそういうことはなかったのかどうかだけを知りたいんです。

○議長（水上正治君） それ以外の件についての質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 詳細にまだ納得できないところもあるんですが、いずれにしても後期高齢者医療制度ができたために、こういうようなへんてこりんな話になってしまったわけなんです。いずれにしても市のほうでは、県のほうで5%、市が5%に加えて10%助成をするという努力には敬意を表しますが、10%の自己負担が残るという点については私としては疑問が残りますので、さらに改善を求めてこれには反対したいと思います。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

今、調査できたということなので、報告させていただきます。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、今の件なんですけれども、この医療制度ができる前は老人医療制度の対象でございまして、その部分については全額補助をしていたということでございます。

○議長（水上正治君） 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第15号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部
改正について

○議長（水上正治君） 日程第15 議案第15号 那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例の一部改正については、平成20年6月11日、第169国会において社会教育法、図書館法の改正がなされ、図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとして、図書館協議会の委員を任命できる範囲に、「家庭教育の向上に資する活動を行うもの」を追加するための改正であります。

慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の図書館の協議会設置及び運営条例の一部改正についてでございますが、国のほうで図書館法というのがあって、その改正に伴って「家庭教育の向上に資する活動を行うもの」ということが加わるということでございますが、1つの質問は、本市における図書館協議会はもう既に設置をされているのかどうか。これは2つ図書館がありますけれども、烏山地区の図書館と南那須大金の図書館と2つつくるのか。それとも1本なのか。構成メンバーはどういう方になるのか。さらに、その協議会の開催はどんな頻度で行われるのか。さらに、この関係者の次に家庭教育の向上に資する活動ということなんですが、これはどのようなことを想定してこれから行う考え方なのか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） まず、協議会の運営でございますが、現在、協議会は定員が10名のところ9名で実施しております。開催は年3回程度開催しておりまして、図書館運営の内容につきまして協議をしております。今回の改正による想定でございますが、家庭教育

の向上に資する活動をするものということで、現在、想定としましては子育てに関する保護者からの相談に対応している家庭教育オピニオンまたは子育てに関する情報提供に携わっていらっしゃる親学習プログラム指導者等の委員を追加しまして10名の委員を可決いただいた後、早期に任命いたしまして、図書館協議会の活動を強化したいと考えております。

協議会につきましては、図書館でございますので、一括1本の協議会として活動しておりますので、補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そうしますと、現在は定数10名のところ9名で設置が既にされている。年3回で図書館、これは2つの図書館を両方とも運営内容を協議している。今回の改正に伴って、オピニオンリーダーとか子育て関係の指導者というか保護者、そういう方の代表を含め1名プラス10名の構成でこれから進めていくということなんですが、この家庭教育の向上に資する活動というのが、ちょっと漠然としておりまして、具体的に家庭で本を読み聞かせましようとか、子供たちに本を読んでいただくような啓蒙活動、そういうPRをするとか、そういうことを指しているんですか。その辺をもう一度具体的に説明してください。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 現在、社会教育法の一部改正という提案理由を説明させていただきましたが、社会教育法の第3条、第4条、第5条に規定される項目の中に、家庭教育に関する業務の強化が示されてございます。それにあわせまして図書館法の第15条におきまして、この家庭教育に資するものを追加する改正がなされました。

今後、今、議員が言われましたように、図書館業務につきましては当市におきまして幼児からの図書に親しむ機会を設ける事業も行っておりますが、その事業も強化する等を考えまして、国全体としまして家庭教育が今後の子供の教育に重要だということで、図書館業務に対しまして周知徹底等を考えた上で、委員が選定されたとご理解いただければよろしいかと思っております。

ですから、当然今まで当市におきましても、家庭教育関係とは直接関係ないんですが、幼児の読み聞かせ等の事業は行っておりますが、それをもう一度強化するというご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第17号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について

○議長（水上正治君） 日程第16 議案第17号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行財政基盤の強化及び地方分権化に対応するため、効率的、効果的な行財政システムの構築を図り、行財政改革を推進するため、南那須地区広域行政事務組合行財政改革推進本部が設置をされ、各種の事務事業について見直し、及び内容の検討が行われてまいりました。

その結果、介護認定審査会及び障害者自立支援審査会の事務を平成21年4月1日から、那須烏山市及び那珂川町で行うとの協議が整いましたので、共同処理する事務から削除いたしたく、南那須地区広域行政事務組合規約の一部を変更するものであります。この規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 広域行政事務組合の規約の変更につきましては、今、市長提案理由にありましたように、この参考資料の2、3ですね。介護保険の認定業務、さらには障害者自立支援法に基づく認定業務、これを広域行政の委託業務から外して、1市1町で直接やるということなのですが、そういうことで先ほど提案されました議案第9号、第10号、第14号で市のほうがやるということになるわけですよ。

その際に、広域行政では2,300万円、行革になる。平成20年度でいうと2,400万円ということなのですが、具体的にいえば合議体に対する負担費用が480万円、そして、消耗品、諸経費関係がプラスアルファで、1市1町の負担としては1,700万円の削減につながるという理解でよろしいのかどうか、その点を確認しておきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 先ほど健康福祉課長のほうからも説明があったかと思いますが、審査会の報酬関係で480万円程度かかりますよ。残りの部分については諸経費、それから今までは広域の人件費、それが今度なくなるわけでありますので、その分が現有の市、町の職員で対応するというございますから、ご指摘のとおり、その額等については削減されるものというふうに思っております。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第18号 野上小学校改修工事請負契約の変更について

○議長（水上正治君） 日程第17 議案第18号 野上小学校改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程されました議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年9月2日に議会の議決をいただきました野上小学校改修工事請負契約について、一部変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。主な変更内容は、屋外階段の雨天時対策として屋根及び壁の一部を追加すること。2階の壁改修とベランダ防水工事の実施、及び現地調査に伴う電気盤の劣化及び埋設管の布設がえの必要が生じたために、契約金額1,067万8,500円を増額するものであります。

地域活動の拠点の充実と快適な公民館活動のため、追加工事を実施するものでございますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、追加工事ということですが、市長から慎重審議をしてくれと頼まれておりますので、私が質問をいたします。

まず、外部階段の雨の対策、屋根ということですが、この階段の部材と単価表の提示をお願いいたします。それに、ベランダ、この平米数とどういう工事をやるのか。どういう工事をやって幾らかかるのか。この単価表ですね。それから、埋設管ということですが、

基本設計の中に埋設管が漏れていたということはちょっと考えられないんですが、これはどういうことなのか。この外部階段の雨どいの水を処理するための埋設管なのか。この説明ですね。よろしいですか。3点か4点ありましたが、これを1つお願いします。

○議長（水上正治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時55分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。まず、外部階段の雨対策の部材等については鉄骨づくりでございます。それから、屋根についてはルーフデッキ、壁についてはポリカーボネート、面積については25平方メートルでございます。なお、詳細については、お手元に配付されております付属資料のナンバー6に詳細に記載をしてありますので、お目通しをいただければと思っております。

それから、これにかかわる単価等のお話ございましたけれども、単価については公表しておりませんので、当初予算においては、この外部階段については410万円を予定していたところでございます。今回の変更の補正の中では、そこに630万円を加えた1,040万円をこの外部階段の費用としております。

それから、埋設管のお話でございますけれども、この埋設管については電気工事の埋設管でございます。これは補修工事ということで従前の電気配管が十分把握できておりませんでしたので、今回の階段の基礎工事にあたるということで、今回、切り回しをやむなくしてきたということでの変更となっております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ちょうど2時なので暫時休憩いたします。その間に資料を整理してもらいます。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時47分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

ただいま上程中の議案第18号については、議運の委員長のとおり、日程28 付託第1号の後に質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしということですので、そのとおりにしたいと思います。

◎日程第18 議案第19号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について

○議長（水上正治君） 続きまして、日程第18 議案第19号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定についてを議題とします。

○議長（水上正治君） 本案について提案理由の説明を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市では、平成18年9月1日より指定管理者制度を導入しておりますが、今回、提案をさせていただきます観光物産センターにつきましても、本年3月まで指定管理者制度を導入してまいりました。現在は市直営により運営をしておりますが、観光物産センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、再度指定管理者を指定することにいたしております。

今回の指定管理者の選定につきましては公募により募集いたしましたもので、プロポーザル方式を採用し、指定管理者選定委員会で慎重に審査し、最も適している団体を指定管理者として選定をいたしました。なお、指定管理者として選定をした団体と仮協定契約を締結いたしております。

詳細につきましては副市長に補足説明をさせたいと思いますので、ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、副市長の補足説明を求めます。
副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） それでは私のほうから、観光物産センターの指定管理者の選定経過等についてご説明を申し上げたいと思います。市長と若干重複するかもしれませんが、ご了解賜りたいと思います。

9月1日号の広報、お知らせ版並びに市ホームページに掲載いたしまして、9月1日から30日までの1カ月間募集いたしましたところでございます。その結果、那須烏山市観光協会、代表は福田弘平氏でございます、とNPO法人ワーカーズコープ、代表者は永戸祐二様でございます。この所在地は那須塩原市でございますが、この2団体から応募がございました。

これらに伴いまして、10月16日午前中、2団体に烏山庁舎においていただきまして、指

定管理者選定委員会、メンバーでございますが、私と協議メンバーの課長と施設等所管、管理いたします課長11名でございます。そのうち、7名の委員、私と協議のメンバーの課長、並びに当該施設、ここにおきましては観光物産センター担当課長によります7人でございますが、これにより応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答といったプロポーザルを実施いたしました。

同日の午後に、指定管理者選定委員会、先ほど申しました11名でございますが、そのときは2名欠席いたしました。9名が出席ということでございましたが、午前中に行われましたプロポーザルの状況、それから7名による選定基準に基づく採点の結果等を報告した後、各委員から意見、討論等を行い、慎重に審査いたしました。

那須烏山市観光協会は市民への認知度、当該施設の運営実績があることから、施設管理のノウハウを生かすことができる。地元物産品の調達と安定調達ができる。また、既に指定を受けております山あげ会館や龍門ふるさと民芸館とあわせた効率的、効果的な経営を行うことが期待できることとされ、観光物産センターの指定管理者の候補者として同協会が適しているものと全員一致で選定することに決定いたしました。

そのような状況で、本観光物産センターについては、那須烏山市観光協会に選定することになりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） けさほどから議運のほうから説明がありまして、協議したいという話だったんですが、この指定管理者制度については従来から常任委員会に付託されまして、その付託の内容、何社はどういうプロポーザルをして、点数が何点だ。点数まで提示されていたわけですよね。今回、ここで決めるということになりますと、その辺が疑義が残るのではないかと思いますのと、もう一つは指定管理者制度については必ず常任委員会が見るんだということ定義づけて、今後いったほうがいいと思いますものですから、この討議に入る前にできたら議運のほうに差し戻して、もう一度常任委員会で付託されるように望みます。

○議長（水上正治君） 今、1番松本勝栄君から、常任委員会に戻して最初からという意見がありました。ただ、この問題は先ほど議運でちょっと審議しましたので、議運の委員長中山さん、その旨報告してもらっていいですか。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 指定管理料が458万円と462万円、この4万円の差と、この4万円の差の点数の差はどのぐらいなのか。トータル的に那須烏山市観光協会の点数が何点、NPO法人ワーカーズコープの点数が何点なのか、できたらお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） この選定委員会は点数だけで採点しているわけではありませんが、まず、7名で行った採点についての基準についてまずご説明申し上げたいと思います。そういう基準で点数を入れまして、その収入見込みの概算等、それは5点満点ですってしております。一番点数が高いのが、業務に必要な知識、能力を有しているか。そこが10点でございます。それから総合評価、最後のやつが10点でございます。それらで7名がそれぞれ点数をつけまして、85点が満点でございます。その結果、那須烏山市観光協会の点数は66.6でございます。それから、ワーカーズコープ65.3と1.3点の僅差でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 私は当初の山びこの湯のときにも言ったんですが、できたら外の風も多少入れたほうがいいんじゃないかということも2年ほど前に言った覚えがあるんですよね。この程度の、トータル85点に対しての1.3点ということは1%ちょっとぐらいですよ。その中で決めたということは、何か根拠が薄いのではないかなと思うんです。特に、強調したい、決定だとなるようなところがありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど1.3点の差でございますが、これだけで評価するわけではございませんで、そのほかの、これはあくまでもプロポーザルに参加いたしました7名の総合評価の点差でございます。そのほかに指定管理者選定委員会は11名で構成してございまして、それらのもと、提案書、そういうものを参考といたしまして、またプロポーザルのやりとり等を委員会に報告いたしまして決定をしているところでございます。

したがって、この点数は僅差であります。決定的と申しますか、先ほど松本議員がおっしゃったように外部の風を入れたらどうだという意見の委員もいたわけですが、点数と先ほど選定の中でご報告申し上げましたように、これまでのノウハウとか那須烏山市観光協会は地元でございますので、そういった物産品の調達が可能である。そういったことを総合いた

しまして、那須烏山市観光協会の選定に至ったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄議員。

○1番（松本勝栄君） この事業計画（提案）の中で、私はいつも言うんですが、プロポーザルだけをされるだけではなくて、市のほうである程度こういうものを作ってほしいとか、こういう事業を今までやっていたんだとか、そういうことを提示して、ある程度の仕様をつくってやるということが必要ではないかと思っているんです。いつもこれは思っています。

そうでないと、比較の検討のしようがないんですね。確かに点数的には66.6という点数と65.3点という点数が出るんですが、要らないものは要らない。これについては要らないんだとか、そういうものはこの中であったんでしょうか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 最後の件、ちょっとわかりませんが、当然公募をかける場合、これとこれとこの業務を行っていただきますよ。それから、応募される方独自の事業はありますかということで募っているわけでございます。基本的には、その私どもが指定管理する事業が主でございます、そのほかの運営するものはそれぞれその団体さんの自主性にお任せするわけでございますが、当然それは私のほうでもお聞きするわけでございますが、その比重の関係から申しますと、私どもは指定管理をお願いする部分、いかに管理運営ができるかということとは重点に置くことは当然でございますので、決してその自主的な運営について無視しているということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） これの申請書、2社プロポーザルの公募があったと思うんですが、この申請書のコピーで結構ですから、資料があったら見せていただきたいと思います。

昨年、私が調べたところによると、昨年は経済建設常任委員会に付託した部分があったかと思うんですが、本議会に出てきたプロポーザルの内容と経済建設常任委員会に出てきた内容と、申請書の内容が若干違っていたものですから、今回、申請書のコピーをちょっと見せていただきたいと思います。両方ですね。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 申請書、当然企業とか団体とかそういうものの経営にかかわる部分もございまして、また、社番とかそういうものもございまして、これはちょっと検討させていただきませんか。情報公開等に該当するのか私も検討させていただきたいと思います。ですから、その辺ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 私が先ほど申し上げましたように、そういう事実があるわけでございます。そういうことも以前にありますから、ぜひこれは申請書のコピー、写しで結構ですから業者のものを見せていただきたい。

それからもう一つ、ワーカーズコープというところは那須塩原市ということでございますけれども、ほかにこういう指定管理の実績があるのかどうか。それについて1点伺いたい。

それからもう一つは、先ほど休憩のときもお話し申し上げましたけれども、現に農業公社の部分でそういう残念な結末に至っているわけでございます。これはやはり慎重審議をすべきではないかと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今資料は持っていませんので、記憶は定かではございませんが、栃木県内多分3カ所か4カ所あったと思います。それは主に福祉施設でございます。例えばほかの地域も図書館とか保育園とかそういった全国に展開してございますので、そういったことの指定管理を受けていることは栃木県の中には多分4、5件あったと思いますが、こういった観光物産センターについてはそういう事例が今までございません。指定管理の実績はございません。

○議長（水上正治君） 資料の提出は今、提出できるものかどうかということと、今、調査しているみたいですから。

休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○議長（水上正治君） 再開いたします。久保居議員の質疑については、この後継続ということにさせていただきますので、それ以外の方の質疑を受けたいと思います。

7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 指定管理について1点だけお聞きしたいんですが、この物産センターは昨年、残念ながら不調に終わったという経緯を今説明を受けましたが、昨年までの指定管理料、昨年は670万円でもだめで、760万円という会社が受けてもまただめでということで、今回は450万円と460万円という指定管理料ですね。両方ともね。そういうことで200万円以上も差があるということですね。

そうすると、まだ半年も過ぎないうちに200万円もの差というのは、今までの指定管理料というのはどういうふうに査定したのか。その200万円の差は市としてはすばらしく安くな

るということで私たちは喜ぶことなんですが、今までの管理料の金額、その査定はどこに重点を置いて金額を決めていたのか。その1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） これまで物産センターは旧南那須時代からずっと引き続いて、その経緯を例えば団体から前年度のこういった経費が幾らかかっています。例えば光熱水費、売上がこのくらいあるよということは団体についてはお示ししてございます。したがって、それらを参考にして当然応募される方は、その管理料でこれをできますよということで出てきますので、どこにあるのかということは私のほうでは団体で申し込みをされる方が基本でございますので、何とも申し上げられませんが、私のほうでも今までの年間を通じた電気料とか水道料とか、そういったものについては当然試算してございますので、それはお示ししている。

また、そのやり方によっては電気料も水道料も当然変わってまいりますので、それらに基づいて、今回の2団体についてはそれぞれの金額を出してきたということでございます。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 今回の団体がすばらしいというか、多分私も前の指定管理料の電気料と水道料、維持管理を見ると200万円ぐらいあったんじゃないかなと推測で大変申しわけありませんが、そんな思いもありましたので、400万円という数字はかなりすばらしい数字だなという思いがしましたので、お尋ねしました。

その中で、ほんとうに前、委員会でも山あげ会館のを全部見ました。そういう中で、指定管理という名前すら頭に入っていない観光協会だったのではないかなと私は思います。その管理をしている人が指定管理料というものの自体を理解していなかったということに私は残念な思いもしましたので、ぜひ今度また同じ観光協会ですから、そういうようなことがないように、ひとつ私は要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（水上正治君） それは要望で、答弁は。

副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 団体で申し込みをされる方は当然そういうことは理解されていると思いますが、その団体の長さん方がそのプロパー職員なり、臨時職員なりについてはそういう趣旨徹底をお願いするよう、私のほうでは十分お伝え申し上げたいと思っております。

○議長（水上正治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時21分

○議長（水上正治君） それでは、再開いたします。

休憩中に話されていたことを要領よく皆さんにわかるように若干説明していただけませんか。
副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほどから申し上げているように、情報公開の中で個人情報の保護も含めてそれを検討した項目もございますので、それについてはもし久保居議員がどうしてもご理解いただければ、閲覧か情報公開の手続でお願い申し上げたい。また、もしそういうことでなくて出せということになれば、私のほうでもそういった書類を目隠ししたり、そういうものを含めて、それは久保居議員がそういうことで要求するのであれば、私のほうでもそれは提出することはやぶさかではございませんが、今の段階ですべてを公開するということは、時間的に書類を見る暇はございませんし、また、消す部分も検討しなくてはいけませんので、それは時間をいただきたい。それは後刻お願い申し上げたいと思っております。

それから、先ほど来からセンターの2団体の要点については皆様に既にお示ししてございますので、それで前回のやつを信用されなければそれまでと思いますが、私のほうでは今回出したものはそういったものがないということで出しておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） この後の一般質問の中で質問をしようと思ったんですが、実は昨年、まちづくり合同会社が出した見積もり金額が670万円か80万円だったと思います。それを行政のほうとの調整をお願いしたいということで、550万円台と670、680万円とのその100万円ちょっとの開きがずっとあって、それが調整できなくて不調になったわけでございます。その当時は行政は550万円というふうに言っていたわけでございます。それが今回は450万円、さらにそこから100万円近く落ちた値段なんですよね。

誤解しないでいただきたいのは、那須烏山市観光協会にとらせてはいけないということではないんです。実際に、後の一般質問でやろうと思ったんですが、指定管理者制度を導入した場合に、どういう方針で市はやっていらっしゃるのか。実際にやっとな状態の費用で本当にできるのでしょうか。その施設を有効に活用して生かすことができるんですか。それは値段が安いのがいいです。しかし、ただ留守番しているだけが精いっぱい何の事業もできないのでは、逆に意味がないと私は思っているんです。そういう意味も含めて質問をしようかなというふうに思っているところなんです。

それで、もう一つが、これは聞いた話ですが、前にもお話ししたように、実際に行政のほうから値段が400幾らじゃないとだめだということを言われているという役員さんがいるわけですね、何人も。これはやはりリークされているということですよ、行政から。私は前の委員会でも何度も聞きましたけれども、それは当然ないという返事しかないと思うんですが、その

辺はどうなんですかね。ないという返事なんでしょうが、それは作為的に相手に金額を教えなくちゃできないことですよ。それは公平、公正な審査じゃないじゃないですか。

那須烏山市観光協会だって五百何十万円台で考えていたわけですよ。去年がそうですから。それが100万円も落ちるなんていうことはこれでできますか。もっと具体的に言ったら、458万円で受けたら、実際にことは宝くじを売っていません。しかし、1年前は売っていました。それで収益が幾らですか。課長、幾らですか、物産センターの利益は。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） まず、金額のリークについてはないということでご理解いただきたいと思います。

それを前提といたしまして、その金額の云々につきましては、プレゼンテーションとして質疑応答の中で、当然こちらからもこういうことを削減できませんとか、こういうことはできますかということの中で質疑するわけです。それについての答えで、じゃあ、どちらがいいとか、そういうものを比較検討するわけでございますので、私のほうでは指定管理をお願いするのは、あそこの管理と物販というものに限定されるわけで、それについてお幾らで受けていただけますかという話でございまして、そのほかにもものを売って手数料をもらうわけでございますから、その1,000件売るよりは、1万件売ったほうが、その方はその利益が上がるわけでございますので、当然そういったもので自主的な運営で利益も出していただけませんか。そういった施設の管理運営についての3つの項目についての指定管理ですので、団体の自主運営についてはその自主運営の中で頑張ってくださいというのが大原則だと思っております。

○議長（水上正治君） 答弁漏れがありますか。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 課長のほうから金額、一昨年の物産センターの宝くじも含めた純利益が幾らあったか教えてください。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 手持ちの資料をきょう持ってきておりませんので、ちょっとお答えできません。申しわけありません。

○議長（水上正治君） それは後で出していただけますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番松本勝栄君。

〔1番 松本勝栄君 登壇〕

○1番（松本勝栄君） ただいま上程の日程第18 議案第19号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について反対討論をいたします。

従来から、この指定管理者については各常任委員会に付託されて、その中でもまれてA、B、Cどこがいいか決めてきたわけです。その形式を私は今回も守るべきだ。このような観点から、反対の討論をいたします。

実際、何も見ないでここで決めろということ自体が間違っているのではないか。そのやり方そのものを私は踏襲すべきだと思います。反対討論といたします。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第20号 平成20年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（水上正治君） 日程第19 議案第20号 平成20年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、8月28日から29日にかけて発生いたしました暴風により被災を受けた滝田地内ほか2カ所、計3カ所における農地農業用施設の災害復旧事業、具体的には道路法面の崩落復旧工事2件、頭首工の復旧工事1件であります。国庫補助事業として申請をしているところでございますが、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条の規定により、市営事業として実施したいので、議会の議決を得たく提案をするものでございます。

詳細につきましては、農政課長に補足説明をさせますので、ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいま上程中の農地農業用施設災害復旧事業につきまして、補足説明を申し上げます。

去る8月の28日から29日にかけて集中豪雨がございました。降雨量は日雨量103ミリでございました。これは烏山土木にございます烏山観測所アメダスの観測でございます。補助対象基準日雨量は80ミリでございますが、この降雨によりまして、国庫補助事業に該当いたします災害が3件発生いたしました。1件が滝田地内の農道の崩落、これは土破でございました農道が崩落いたしました。同じくもう1件、農道は志鳥地内でございます。同じく土破の農道が崩落いたしました。それから、もう1件、南大和久地内、荒川にかかる堰でございまして、下江川、荒川土地改良区、現在南那須土地改良区の取水堰でございまして、これが破損をいたしました。この3件、いずれも災害の対策に緊急を要するということから、議会の議決をいただきまして、市営の災害復旧事業として実施するものでございます。繰り返しますが、志鳥、滝田地内については現況土破のところのブロック積み、南大和久につきましては木工沈床の復旧工事でございます。

以上で補足を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 災害復旧事業ということなのですが、まず、全体の事業費です。1件、1件どのぐらいなのか。それを国庫補助事業ということですので、あと補助率がどの程度なのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 全体の事業費は1,165万1,000円でございます。それから、国庫補助につきましては65%、受益者負担ということで分担金として1割でございます。

説明いたしませんでしたが、増嵩申請といたしまして、補助率のアップをこれからお願いするというような段階になっております。

以上です。

○1番（松本勝栄君） わかりました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 同じような質問になるかと思うんですが、1,165万1,000円ということでございますけれども、それぞれ工種ごとに金額が出るのかどうか。さらには、入札はいつごろを考えていて、工事完了はいつごろというような見通しなのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまのご質問でございますが、額でよろしいですか。直接工事の総額は938万1,000円。これは補正予算で実は出ているところでございまして、工種ごと、滝田地内、これは直接工事費で130万円ほど、それから志鳥については50万円、南大和久は758万円でございます。国庫補助事業は40万円以上が対象でございますので。

工期は3月19日を予定しているところでございます。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第20 議案第1号から日程第27 議案第8号までの平成20年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の8議案を一括議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第20 議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号について
 - ◎日程第21 議案第2号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第22 議案第3号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第23 議案第4号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第24 議案第5号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第25 議案第6号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第26 議案第7号 平成20年度那須烏山市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第27 議案第8号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（水上正治君） したがって、議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第8号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの8議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号は、那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。概要であります。補正予算額は1億5,807万5,000円を増額し、補正後の予算総額を113億2,874万9,000円とするものであります。

内容であります。一般会計補正予算（第3号）につきましては、平成20年度第4四半期に入ることもございますが、事業費の精算、確定に伴うものや、速やかなに対応しなければならない新たな事務事業が生じたことから、今回、補正予算を編成したところであります。なお、人件費は精査及び職員の早期退職に伴う退職手当組合負担金の増額補正を行いました。

主な内容は次に申し上げるとおりであります。歳出でございますが、総務費は公有財産売り払いにかかわる委託料を新たに計上し、南那須庁舎の維持管理費を追加いたしました。地域ICT利活用モデル構築事業は、精査に伴う減額補正及び交通安全対策用道路反射鏡の修繕費を追加計上いたしました。

民生費は、昨年実施いたしました低所得者の高齢者等に対する「暖かい灯油券」事業を行うための予算措置を講じました。また、平成19年度分の自立支援給付や医療費負担金等の精算に伴う増額補正を行うとともに、私立烏山みどり幼稚園が認定こども園「みどりちゃん保育園」を来春4月に開園するための施設整備費支援補助金を新たに計上いたしました。向田保育園整備事業につきましては、工事内容の精査に伴い増額補正を行いました。

農林水産業費につきましては、県の補助事業を導入し、新たに「強い農業づくり補助金」を計上し、また、対象面積の拡大による森林組合への森林整備活動支援交付金を追加計上するなど、農林業の推進を図ることといたしました。

商工費は、龍門の滝駐車場土どめ工事費を計上いたしました。

土木費におきましては、新たに道路維持に係る排水等の危険箇所3カ所を緊急に実施するための追加計上及び1カ所の事業費増に伴う増額補正することといたしました。道路整備費は、事業費の精査に伴う予算の組みかえが主なものとなっております。なお、市営城東住宅を解体するための費用を新たに計上いたしました。

消防費につきましては、曲田の消防車庫及び火の見やぐら解体工事費を計上いたしております。

教育費の主なものは、烏山小学校における屋内運動場改築事業に伴う実施設計業務委託料を増額し、新たに地質調査委託料を計上いたしました。荒川小学校については駐車場舗装工事など施設整備費や学校運営費を増額計上いたしました。また、烏山中学校屋内運動場耐震関連に伴い、診断業務及び実施設計等の委託料を計上いたしました。なお、下川井公民館整備補助金

を新たに計上いたしております。

災害復旧事業費につきましては、平成20年8月28日、29日豪雨による災害復旧工事費（国庫災害3カ所）及び補助対象外の単独災害に係る補助金（7カ所）の予算措置を講じることといたしました。

最後に、公債費につきましては、旧東小と興野小プール整備分の繰上償還金の増額及び平成19年度借入実績による償還利子の確定に伴う減額補正でございます。

歳入であります。地方交付税のうち普通交付税について額の確定に伴い増額補正をいたしました。分担金及び負担金は、8月28日、29日の豪雨による農業等施設災害の復旧事業実施に伴う、受益者負担金を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、災害復旧事業費補助金とあわせて、国の補正予算による「地域活性化・緊急安心安全実現総合対策交付金」と認定こども園施設整備に係る国庫補助金を新たに計上いたしました。

県支出金は、農業費、林業費及び県単独事業費の確定等に伴う増額補正をいたしました。

市債は向田保育園改修工事費事業費の精査に伴い合併特例債を増額措置をいたしました。

寄附金につきましては、昭和35年度烏山小学校卒業還暦祝い同窓会代表幹事渡辺 真様、ふるさと応援寄附金として匿名様から賜りましたものにつきましては、その趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げます。

議案第2号は、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。提案をいたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。

事業勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ5,889万2,000円を増額し、補正後の予算総額を33億4,441万2,000円とするものであります。

内容につきましては、職員給与費等の精査に伴う増額、一般被保険者に係る療養費、葬祭費、後期高齢者支援金等に不足を生じる見込みとなったため所要額を計上したものでございますが、これらの財源につきましては一般会計繰入金並びに前年度繰越金をもって措置をいたしております。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ89万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億350万4,000円とするものであります。主な内容は、境診療所の職員給与費等の精査を行ったこと、並びに境診療所において老朽化のため故障した心電計を更新するため、その所要額を計上したものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。なお、本案は過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

議案第3号は、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてあります。この補正予

算は、歳入歳出額にそれぞれ12万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億742万9,000円とするものであります。

内容ですが、後期高齢者医療制度新規加入者への被保険者証交付を配達記録郵便で行うための郵送料並びに健康診査受診データ管理手数料を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次は、議案第4号 介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出総額それぞれ26万2,000円を増額し、補正後の予算総額を19億9,439万4,000円とするものであります。

内容ですが、平成21年4月から新たに開始する第4期介護認定制度に伴う適正な実施を行うための新しい一次判定ソフトシステム改修費の追加計上ではありますが、介護給付費はこれまでの実績から見込んだ保険給付費の精査に伴う補正であり、予算の増減はございません。これらの財源は、国庫支出金並びに賃金の減額をもって措置をいたしております。

議案第5号は農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算は、職員人件費を精査するとともに、資本費平準化債の算定方法の変更により市債が増額となるため、償還元金の財源振替をするもので、その所要額6万円を計上いたしました。財源につきましては、一般会計繰入金と市債の精査をもって措置をいたしました。

議案第6号は下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算は、職員人件費を精査するとともに、烏山中央処理区における排水人口算定のための住民情報計算委託料等を計上し、あわせ資本費平準化債の算定方法の変更により市債が増額となるため償還元金の財源振替をするもので、その所要額106万2,000円を減額計上いたしました。財源につきましては、一般会計繰入金、前年度繰越金及び市債の精査をもって措置をいたしました。

議案第7号は簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算は歳入歳出にそれぞれ403万円を減額し、補正後の予算総額3億947万円とするものであります。内容ですが、人件費を精査するとともに、電気料金の値上げによる維持管理費の増額や大木須地内の栃木県溪流保全工事に伴う水道管の移設工事費等を新たに計上いたしました。歳入につきましては、一般会計繰入金の減額と前年度繰越金の増額及び県補償金をもって措置をいたしました。

議案第8号は水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正予算の主な内容は、営業費用及び上水道整備費を増額し計上するものであります。

営業費用は、電気料金等の値上がり、水道メーターの交換及び水道料金のコンビニエンスストア収納を平成21年度から実施をするために、原水費及び浄水費を428万4,000円、配水及び給水費を1,111万8,000円、総係費を353万3,000円それぞれ増額いた

します。また、ポンプの老朽化更新のため、上水道整備費を174万増額させていただきます。これにより収益的支出を6億3,691万2,000円とし、資本的支出を8億8,621万8,000円とするものでございます。

以上、一括議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明を申し上げました。ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号の一般会計をまず聞きたいと思うんですけども、ページは14、15ということで、児童福祉総務費ということで説明欄には放課後児童健全育成事業費というのが107万3,000円ふえておりますが、この理由ですね。認定こども園施設整備支援事業費というのが2,771万5,000円計上されておりますが、この中身についてもご説明をお願いしたいと思います。

さらに、15ページは私立保育園施設運営委託事業費34万9,000円、広域利用保育委託費というのがありますが、これについてもほかの市町村の保育園に本市の児童を預けているものについての市の負担分措置費なのかなと思われるんですが、488万8,000円の中身についてもご説明をお願いしたい。

さらに、その保育施設費ですが、七合保育園運営費が359万2,000円、向田保育園運営費が70万1,000円、それと向田保育園施設整備費2,996万9,000円とありますが、これは現在改良を進めております野上小学校の改修の保育園部分の整備費というふうに理解してよろしいのかどうか。

さらには、この向田保育所というような地域の保育園というイメージではなくて、那須烏山市を代表するような保育園にしてほしいというようなことで、過日から文教福祉委員会のほうでも幅広い立場で保育園の名称を検討すべきというような話をしておりましたが、この保育園の名称については今どのような状況にあるのか。こども課長がいない中でまことに失礼ですが、ご説明をお願いしたいと思います。

最後に、生活保護費ですが2,027万4,000円とありますけれども、この生活保護、非常に今、生活困窮者が全国的にもふえており、大きな問題になっているんですが、本市においてはどのような状況にあるのか。もしわかったらご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） お答え申し上げたいと思います。にわかの子ども課長ですので、答弁漏れがありましたらまた後でご指摘いただきたいと思います。

まず、第1点目の放課後児童健全育成事業費107万3,000円でございますが、これにつきましては放課後児童クラブの施設整備を行うわけでございますが、まず、七合児童クラブ、七合小学校で行うわけでございますが、このクラブの設置のために投光器、流し台を整備するものでございます。

それからもう一つは、江川児童クラブが現在あるわけでございますが、そのこのタイルカーペット等、それから七合児童クラブにもタイルカーペットを整備する費用で、工事費と備品購入費で107万3,000円でございます。

次に、認定こども園でございますが、認定こども園につきましては、先ほど市長の説明にもございましたように、学校法人善念寺学園、いわゆるみどり幼稚園でございますが、来春4月から認定こども園を行う、今、その認可の途中でございまして、実際協議を現在行っているわけでございます。その中で、認定こども園を行うために施設整備を行うわけでございますが、施設の改修費185.6平米程度、みどり幼稚園を改修するわけでございますが、その総費用が3,695万4,000円ほどかかるわけでございます。

その中で、補助率4分の3がこの費用でございます。補助割合でございますが、国が4分の2、市が4分の1、法人が4分の1でございますので、4分の3が2,711万5,000円が、この費用でございます。

次に、私立保育園施設運営費で30万9,000円でございますが、平成19年度における事業実績に伴う償還金でございます。

次に、広域利用保育委託料費488万8,000円でございますが、これはほかの市町村の保育園に委託するわけでございますが、当初13人見込んでございましたが、結果的に19名になりますので、その6人分増の費用でございます。

次に、七合保育園の運営費359万2,000円でございます。これにつきましては、不幸にして5月でございますが、保育園の釜野井園長が亡くなりましたので、それにかわります代替の保育士、もう1名、産休で今休みに入っておりますので、それにかわる臨時保育士の賃金と保険料等の金額でございます。

次に、向田保育園でございます。向田保育園の70万1,000円でございますが、これにつきましては送迎用のバスがありますが、その送迎用のマイクロバスのタイヤ、交換するわけございまして、6本の交換分、それからエアコンが故障してまいりましたので、エアコンの修繕がその費用でございます。

3月になろうかと思いますが、野上小学校を改築して保育園が移るわけでございますが、そ

これらの向田保育園、ほかのものを新しくできます保育園の備品等を移送しますので、それらに伴う手数料でございます。

次に、向田保育園の2,996万9,000円でございますが、これは再三再四お話がございますように、向田保育園が旧野上小学校に移転するわけでございますが、この前全員協議会でお話ししましたように、外構工事、東側の駐車場の遊具を撤去して舗装整備、それから西側のプールを撤去しまして埋め戻しをする費用。舗装につきましては来年度以降になろうかと思っております。それから、遊戯室のステージの設置、そういったものがこの二千九百何十万ということですので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

最後に命名につきましては、来年の3月の定例議会に正式に向田保育園の所在地の変更もございまして、名称についてもそのとき設置、運営管理条例について改めてご提案申し上げたいと思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 福祉事務所長 雫 正俊君。

○福祉事務所長（雫 正俊君） 15ページの生活保護総務費2,027万4,000円ですが、これは平成19年度の実績に伴いまして、国庫への返納金でございます。また、本市の生活保護状況でございますが、全体的には1年間に新規とか廃止がありますが横ばいで、11月現在で115世帯、175人となっております。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） わかりました。保育園の名称は3月議会に提案されるんでしょうけれども、この間、中間報告というか、文教福祉常任委員会のほうにも説明があり、全員協議会でも説明があったんですけども、向田保育園に来ている園児の保護者の方々に名前を募集して、いろいろ出たんですけども最終的に4か5の候補に絞ったんですけども、それを選定する中でやはりもっとよりふさわしいものを慎重に検討しようということで、さらにその少数でも保育園の保護者の皆さんの全体の中からのいいのを見つけようという方向になったというふうには聞いたんですけども、その後、それが絞られたかどうか。あるいはまだ今、検討中なのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それと、生活保護関係ですけども、ここ3年ですかね、合併して県の福祉事務所が今度市になったわけですけども、合併して3年目なんですけど、生活保護は横ばいというのは、人数も同じような状況というふうな理解でいいのか。もう1回確認しておきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 名称につきましてはこの前もお話ししたように、保護者会から多分

4点かと思いましたが、その候補の推薦の名称が出てまいりました。内部的にご相談申し上げて、ほかにいい名前はないかとか、そういう話もございましたので、再度園長を通じて保護者会についてこの4点以外についても選定してはどうかということで、そんな話をちょっと伺いました。保護者会は、その4点だけに限定しなくてもいいですよという回答もありましたので、私のほうでは改めて仕切り直して、そういったものを参考にしながら、またご意見を聞きながら、3月について名称でご提案申し上げたいと思っていますところです。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 福祉事務所長 雫 正俊君。

○福祉事務所長（雫 正俊君） 合併しまして3年を経過しましたが、全体的には10世帯ぐらい減っておりますが横ばいの状況でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 質問ではないんですが、執行部にお任せするというふうには私に言ったつもりなので、保育園の名称につきましては執行部の責任でお任せしますけれども、3月の議会に提案というのではなくて、ある程度絞られた段階で内示というか、説明があってもいいのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 当然、3月前までには今、施設整備を行っているわけでございまして、命名板等もつけなくてはなりませんので、予定しておかなければ正式に4月1日に開園できませんので、それらの段階になっては改めてご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ダブると思うんですが、15ページの広域利用保育委託費ということで19名、6人分増加費用ということですが、どのような方のお子さんが対象なのか。それと、次の向田保育園施設整備費2,996万9,000円、プール解体、舗装ということですが、これは近いうちに発注するのかどうか。それと公民館のことは入っていないんですが、公民館の復旧費は今回は入らないのか。それと、再度お聞きしたいんですが、19ページの鳥山小学校の施設整備費562万7,000円と、申しわけないんですが、もう一つ鳥山中学校の同じように施設整備費2,000万円、これについて再度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 広域の負担金は、例えば那須烏山市から宇都宮市に勤めて、那須

烏山市を朝早く出てしまいますので、そういう方が宇都宮の保育園にお願いして、そこから職場に行って、仕事が終わったらまた帰ってくるといったことで、例えばさくら市などにお願いしてございますので、その負担金をお支払いするということですので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、今、現在ございます向田分館につきましては、別途当初で予算をとってございますので、今回の補正には入ってございません。

当然、補正予算が通れば、すぐ設計等に移って、年度内には無理かもしれませんが、4月1日開園に間に合うように、その工事期間の中で入札、施工、完成というふうに予定してございます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 烏山小学校の整備費562万7,000円と烏山中学校の施設整備費2,000万円についてお尋ねかと思ます。まず、烏山小学校の施設整備費がありますが、当初烏山小学校の施設の整備関係では、プールの改修でありますとか、耐力度調査、実施設計で2,200万円ほど予算を持っておりました。ただ、当初の場合はつかみの予算でございまして、プール費はまた別としましても、烏山小学校の体育館につきましては整備内容等も十分議論しまして、県との協議が進みまして、おおむね1,500平米、4億5,000万円というような事業費も見込めるようになってきましたので、これに係る実施設計、これらがある程度固まってきました。

それで、当初予算で見ていた部分、耐力度調査のほうは既に発注しておきまして、それらの差額分と実施設計分、実施設計が大体1,320万円ほどかかります。予算残、差し引きますと346万円ほど不足をいたします。それに、建設用地が造成地なものですから、地質調査が必要でございます。それらの費用が216万円ほどかかりまして、それらのトータル不足分562万7,000円を今回補正させていただいたという状況でございます。

次に、烏山中学校の2,000万円でございます。これらについては、当初計画がございませんでしたので計上してございませんでした。それが市の耐震化推進事業の中で総事業費、総事業量、これらのバランス等を考えながら県とも協議を進めてきた結果、平成21年度は先ほどの烏山小学校の体育館改築と烏山中学校の体育館、これは改修になりますけれども、これらをバランスを考えながら平成21年度に実施をしたいということで、新たに県と協議をしまして、おおむね今、烏山中学校の場合は改修でありまして1,611平米あるんですが、これらを改修を基本の場合2億円ちょっと事業費はかかってきます。これも単なる改修と補強、関連していた渡り廊下もかかわってきます。それと、今1次診断までしかしておりませんでしたので、2次診断がこの工事のためには必要になってきます。それらの委託料トータル2,

000万円、今回補正をさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 広域利用保育委託費なんですけど、これはこういう案内を広報紙等に出しているのかどうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、烏山小学校の1,500平米、4億5,000万円の概算費用だと思うんですけど、これが出ましたんですけども、これも次の烏山中学校の2億円の改修工事の件なんですけど、野上小学校みたいな格好にならないように、改修の場合、特に現地調査を徹底的にさせていただいて、追加追加にならないようにしていただきたいと思います。

最初の答弁だけお願いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 広域化につきましては、これは国策でございます、女性が働きやすい、子育てしやすいということで全国とはいきませんが、自分の勤めとかそういったことでお互いに保育をするということで、これは国策であるということでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 一般会計でお聞きしたいと思います。まず、13ページ、一番下の民生費、社会福祉事業費224万4,000円ですが、これは暖かい灯油券だと思いますが、この説明と、17ページ、農林水産業費の2目の林業振興費、森林整備地域活動支援交付金事業、この事業の内容、2点について説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは一般会計の13ページ、民生費の社会福祉事業費についてご説明をいたします。議員おっしゃられるとおり、これが暖かい灯油券でございます。交付対象者は前年と同じで、年齢65歳以上の高齢者のみの世帯であって、住民税非課税の世帯の方、重度の障害者でやはり住民税非課税の世帯の方、生活保護法による生活扶助を受けている世帯の方、それから、児童扶養手当受給をしている方が対象でございます。

灯油券は、500円券を6枚セットということで1世帯当たり3,000円で、おおむね780名を対象としております。その9掛けで224万4,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 森林整備地域活動支援交付金の事業内容でございますが、この事業は森林組合の交付金でございます。当地域におきましては、那須南森林組合が該当地域に

なっております。これは30ヘクタール以上の杉、ヒノキの人工林、樹齢35年未満を団地といたしまして、そちらのところの境界の確認、あるいはその森林の手入れのために入る歩道、そういったところの整備のために森林組合がそういった事業を実施するといった場合の交付金でございます。これはヘクタール当たり単価は5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） まず、暖かい灯油券なんですけど、これは昨年県内では9市町で行われたと思うんです。ことしは日光市と我が市だけのようですね。去年は半額が特別交付税の措置があったんですが、これは見込んでいないようですか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 財源でございますが、去年は議員ご指摘のとおりでございますが、国のそういう措置は現時点ではございません。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 原油も下がってきたところですので、そういう点からも県内において1市1町だけなのかなという感もするわけでございます。

続いて、森林整備地域活動支援金の交付事業でありますけど、これも財源は環境税ではないですよ。これだけお答え願います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） この森林交付金の財源は、国庫75%、市の一般財源25%、4分の1でございます。

以上です。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 最後になりまして私の質問項目も大分減りましたが、3点ほどお伺いいたします。簡単です。

まず、14ページの民生費でありますけど、3款1項2目の23節です。ここに障害者福祉事業費として今回新たに1,151万3,000円ほど計上してあります。これは今までの提案理由の中にも特別入っていなかったような気がしますので、このご答弁をいただきたいと思えます。

2点目は、16ページの農林水産業費です。6款1項3目19節、ここの説明欄に強い農業づくり事業費として298万円ほど計上してあります。これは6月にも141万9,000円ほど補正で計上しまして、さらに今回はその倍額ぐらいを補正を計上しておりますけど、これは

どんな事業なのか。この点についてお伺いします。

もう1点、お伺いしたいのですが、これは今回の予算には計上されていないんですが参考のために1点お伺いします。法人市民税の件なんです、補正の計上がされていませんね。景気低迷の中、今後の見通しについてひとつお伺いをしたいと思うわけです。ことしの当初予算では2億6,600万円ほど計上されています。ところが、11月30日新聞報道によりますと、県内の21の自治体で合わせて14億円ほどの減額を考えている。その中には那須烏山市分も3,210万円ほど含まれております。さらに、けさの新聞を見ますと、宇都宮だけでも17億4,000万円も法人市民税を9月の補正で減額するとされております。

そういう中、まず、この那須烏山市としては当初予算の2億6,600万円が確保できるのか。もし、減額するとするならば、今のところどのぐらいが見込まれているのか。この件についてお伺いします。

以上です。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長齋藤照雄君。

○健康福祉課長（齋藤照雄君） それでは、14ページの中段の障害者福祉事業費の1,151万3,000円の件でございますが、これにつきましては平成19年度の障害者自立支援給付費、障害者の医療費等の国、県の補助金の精算による返納金でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 16ページの強い農業づくりの説明でございますが、これは国の緊急対策事業の一環といたしまして、燃料消費効率のよい農機具の導入への補助でございます。1台は淡水直播機といたしまして、従来田植えをいたしているところですが、田植えしないで種を直接まく。種にコーティングをしてまく田植機というか、じかまき機でございます。これは燃料消費率で26%削減を目指しております。それから育苗の時間が必要ございませんので、あるいは苗の運搬もありませんので、10ヘクタール当たり266時間の削減を目指す農機具でございます。

もう1台は乾燥機、遠赤外線乾燥機でこちらも24%燃料消費率のよいものを導入するという事業で、2分の1補助ということで国庫補助でございます。

それから、6月補正において141万9,000円の補正があったところでございますが、これは別な事業を実施したいが、飼料の自給率生産のためのロールベラーとラッピングマシンの導入のためだったものでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○**税務課長（高野 悟君）** それでは、法人市民税の関係で見通しということでございます。減収になるのかということでございますが、当初予算2億6,000万円ですね。11月30日付けの新聞の関係で、これは今、議員がおっしゃった3,210万円というのは前年同期比の税収でございます。それにしましても、マイナス3,210万円というふうな現状でございますが、3月末、年度締めの見込み、私どものほうではやはり当初予算を確保するのはちょっと難しい。2億2,000万円から2億3,000万円程度ということで、3,000万円から4,000万円程度予算からして減収になるのかな。そんな見通しをしているところです。

○**17番（中山五男君）** 了解いたしました。

○**議長（水上正治君）** ほかに質疑ございますか。

19番滝田志孝君。

○**19番（滝田志孝君）** それでは1点だけ質問させていただきます。暖かい灯油券なんですけど、大変市独自で骨を折ってやってもらっていることに対しては非常に感謝をしているんですけど、そういう中で、年齢制限は65歳以上、所得制限とか、今の麻生総理の1万2,000円の話と同じなんですけど、まず、所得制限とかそういうのを考えたときに、調べることも去年やっていますから実績があると思うんですけど、そういう中では一部の人から電話がかかってくるんですね。隣のうちのほうがうちよりも収入が多いのに、うちはもらえないで隣はもらっているんだ。それはどういうわけなんだと。役所に行ってもなかなかいい返事をもらえない。

これは個人で相手に話をすると、おれは幾ら収入があるんだという話をするらしいんですね、彼らは。そうすると隣のほうがうちより収入が多いのにももらっていて、うちはもらえないのはどういうわけなんだろう。調べてくれないかという話があつて行くと、最後はもう面倒くさいからいいよという話になっちゃうんだけど、そういう問い合わせがある。

それと、中で65歳はいいんですけど、80歳でも収入がある場合があるんですね。なぜかといいますと、残念なことに息子さんがなくなって生命保険が入って云々とかそういうのもあるわけです。そうすると、それは一時的なものだと思っているんですけども、結構収入がある。そうすると、税金がかかってきます。そうするともらえない。でも、ふだんの生活はやはりなかなか大変だという話の中で、例えば後期高齢者である75歳以上は全戸にあると、今65歳以上の方の非課税のうちと比較すると何件ぐらいふえて、幾らぐらい金額がふえるのか。そういうのは統計をとっているのかどうか、まず1点お伺いします。件数がふえるのか、それと金額と。

それともう一つは、そういう考え方があるのかないのか。75歳以上はもう全戸にそういう券を一斉に配布するという考え方ができるのかどうか。これは市長にお伺いしたいと思います。

○**議長（水上正治君）** 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 暖かい灯油券につきましては、昨年は9市町余りで実施いたしましたし、私どもも実施をいたしました。昨年とやはり同じ制度でないと、ことしはちょっと新たな制度のもとに住民の皆さんも混乱することが大変考えられますので、一線をひくという意味で同制度にさせていただいたということでございますので、やはり今年度も先ほどの隣近所の話もございますが、同じ制度でもって調査をいたしまして、同じような制度で対応していきたいと考えております。（「調べたのかどうか。後期高齢者とその差額というのは」の声あり）

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 調べてはございません。ただ、後期高齢者の方全員にということになりますと、約4,000人、世帯でいきますと2,000世帯近くなるのかなという感じがいたします。少ない予算での暖かい灯油券ですので、なるべく低所得者の方にとという考えで進めたいと思っております。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それでは、希望だけ言わせていただきます。やはり後期高齢者、75歳以上の方、ひとり住まい、また夫婦2人の場合、子供さんとかそういう同居人がいれば別なんです、そういう方々、あとは65歳以上75歳までの方は今の考え方でいいと思うんですが、そういうことも含めてもし検討できるならば、ぜひともお願いをしたい。そういう希望だけ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の暖かい灯油券の話であります、市長にお伺いしたいんですが、今までやっていたところが何市町かはもう辞退した、やめた。しかも残っているのは日光市だけだ。那須町などという寒いところでもそういうものを廃止したのかもしれない。こういうものを1回やったらやめるということをしなくてまた続く。私は、原油高騰で灯油がとんでもない値段になったという方には、所得制限を含めてそれは暖かい灯油券の効果はあると思うんです。しかし、もうここまで来て、やらないのになぜその制度を続けるのか。それほど財源が豊かなのか。おととしまではなかったんです。それでも文句が出ない。去年は特別だ。だったらもうことしは原油が暴落して、バレル当たり50ドルを割るところまで来ているわけですから、もう思い切ってこういう制度は多少なりとも改革をして、そして、行政の中をどういうふうにするか。3,200万円ほども減収があることがある程度予測されている。

だから、こういうものに関してどうしてやめないで、この市独自の方法だと言って、こういう施策を実行するのか。その辺のところ、私はどうも理解できない。市長にお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどの原油高騰ということは、一応落ち着いてきましたが、まだ

まだ灯油、軽油等については影響が出ております。したがって、まず第一のことは、この原油高騰に伴う暖かい灯油券、このようにご理解いただきたいと思っております。

さらに、ほかの自治体でやめたのでということなのですが、特別交付税の措置があるからやる、あるいはやらなかったというような自治体が結果として多いわけですが、本市は貧乏ではあるけれども、そういったところ、やはり一線を画して暖かい灯油券で何とかこの冬をしのいでもらいたいという温かい行政のあらわれだとしてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） こんなものは議論したってしょうがないからいいですが、実際その暖かい灯油券で何とかやるという考えでしようが、しかし、私は財源を考えればこれからこういういろいろな問題、精査していかなくてはならない。私もこれからの一般質問の中でこのことを十分に質問をいたしますので、よろしくご答弁のほどお願いします。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第28 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（水上正治君） 日程第28 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおりです。この陳情書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第2号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める陳情については、経済建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時50分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどお諮りいたしました議案第18号について、再度説明を求めたいと思います。説明をよろしくお願いします。

都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 数字を説明する前に、この変更になっております概要について再度ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、屋内の仕様書の変更としまして、雨天時対策としての屋根、壁を追加をしたところがございます。それから、建築工事としては、2階の娯楽室、会議室、待合スペース等の壁の改修をしたところがございます。あわせて、2階のベランダの防水改修を見込んでおりました。

それから、3点目は電気工事として工事着手をしまして再調査した結果、電気盤の劣化、既設の埋設管の変更が生じております。それから、機械設備工事については公共下水道接続に伴う既設の浄化槽の補修の費用が計上されております。

東側の屋外階段の変更については、1段階の寸法については当初変更した内容と変わっておりません。今回の設計にあたりましては、建築基準法の用途は公民館でございますので、基準は有効幅が120センチ以上ですけれども、採用は130センチ、それからけ上げを20センチ以下としました。採用の基準としては15.25センチでございます。

路面の幅でございますけれども、採用は27センチでございますけれども、24センチ以上としてそのけ上げ、路面等は小学生の基準に変更した。それから、最上階に大屋根の新設工事をしたところがございます。それから、壁の新設の増嵩としまして、壁4面を加工として建築法の耐火構造扱いとなりますが、大がかりな工事となりますので、県の認可申請の変更も含めて工事金額及び大幅な延長のため、当初の計画どおり外壁、階段については変更したところで

ございます。

変更点としましては、東西南北の手すり及び下がり壁としてふさぐ構造、材質としてはポリカーボネートの材料で対応したところでございます。

それから北側のところについては雨吹き込みの防止を考えたところでございます。それから、階段については路面のクッションを柔げるために、クッション効果を働く材料を施工したところでございます。

以上が、改正の主な概要でございますけれども、ただいま、お配りしました屋外階段の比較表について数字をご説明申し上げます。これについては担当のほうからご説明を申し上げますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） お諮りいたします。本日の会議は予定されている案件が残っているために、時間を延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

それでは、休憩して担当に説明させますので、どうぞ。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時17分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

今、休憩中にいろいろ意見がありました。議会運営委員会をただいまから開いて、そして方向づけをして、またここへ戻って報告して皆さんと協議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） それではそういうふうに決定します。

休憩いたします。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時30分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま別室で議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会の委員長中山五男委員長から報告をお願いします。

○議会運営委員長（中山五男君） ただいま別室で緊急に会議を開きまして、一応これから

の議事進行につきまして結論が出ましたので、お知らせしたいと思います。

まず、この問題につきましては、文教福祉常任委員会のほうに付託することとしました。しかし、問題が問題ですから、全員でもって審議をするということにしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。日にちは12月5日の金曜日、この日は一般質問が2人ですから多分午後2時前後に終わるのではないかと思います。終わり次第、全員協議会を開きまして、そこで全員でもって質疑をする。その際は、フケタ設計さんのほうで詳細な説明のできる方が来てくれることになりましたので、同席を願って質疑をする。そういうことになりましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○事務局長（田中順一君） 今、委員長のほうから全員協議会という話が出ましたけれども、手法としましては連合審査ということで皆さんで審議をしていただくということですので、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 今、議会運営委員長からお話がありましたように、まず、この議案第18号については文教福祉常任委員会に付託する。そして、その審査にあたっては5日の一般質問終了後、これを設計した者を含めて資料を再度整理してもらって、連合審査とする。そして、採決については最終日ということで決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

議案第18号についてはそういうことで決定したいと思います。

○議長（水上正治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

〔午後 5時33分散会〕